

被 処 分 者	認 定 番 号	群馬県公安委員会 第420535号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	井田 薫
	主たる営業所が所在する市区町村	群馬県高崎市
処 分 年 月 日		令和8年6月9日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		自動車運転代行業の適正化に関する法律第8条第1項において、自動車運転代行業者は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項を記載した届出書を提出することと定められているが、これを怠ったものである。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の適正化に関する法律第8条第1項
処分を行った公安委員会		群馬県公安委員会